

平安初期歌合における撰歌合の意味

—是貞親王家歌合・寛平御時后宮歌合を中心にして—

三木 麻子

抄録

『新撰万葉集』の撰歌資料となつたことで着目されていながら、その開催実態が詳らかでない「是貞親王家歌合」「寛平御時后宮歌合」について、萩谷朴『平安朝歌合大成』(以下『歌合大成』と記す)は、「撰歌合」という語を用いて説明し、その定義が定着しているように見える。しかし、一方で萩谷はこれらを「撰歌機関」とも述べる。その成立の実相はいかなるものであったのだろうか。稿者は、平安時代初期の歌合である二歌合を考察するために、そもそも「撰歌合」とは何かを研究史の中で確認し、「新撰万葉集」編纂のための和歌収集を、歌合形式で行つた意味を改めて考察すべきがあることを述べた。研究史の中で『歌合大成』に夙に指摘されていたことは改めて検証すべきところもあるが、大局的にはその慧眼を深く受けとめて、この二歌合についての「撰歌合」との評言を、単なる「撰歌合」ではなく、宇多天皇が意図して設けた「撰歌機関」としての「撰歌合」であった上で歌合研究を進めるべきであろうと考えている。その際の留意点についても指摘を行つた。

キーワード：宇多天皇 撰歌合 撰歌機関

はじめに

平安初期の歌合について、恵阪友紀子・奥野陽子・岸本理恵

の披露や勝負は、菊の名所や花の名前を和歌に詠み込む作品を生み、花の名を題に据えた物名歌を合わせる物名合の開催を導いている。稿者らは、その際の和歌表現の一端を明らかにしてきたのである(注1)。

平安初期の歌合について、稿者らの念頭に置いたことは、小規模の歌合の和歌を一首一首精査することで、宇多天皇が関わる平安初期歌壇の実態を明らかにしようというものであつた。「菊合」や「女郎花合」といった物合に付随して行われた和歌

次の段階として、古今集的表現を醸成した時代に撰集を編むことの意味を考えるために、『古今和歌集』に先んじて編まれた『新撰万葉集』に関わる「是貞親王家歌合」「寛平御時后宮歌合」は避けられない対象となつた。そこで現在、宇多天皇の時代の后、

親王が関わったとされる歌合である「是貞親王家歌合」「寛平中宮歌合」「寛平御時后宮歌合」などの注釈を試みてい。

ところで、先行研究の中では、この一歌合を「撰歌合」とすると指摘するものがある。和歌史の中では、新古今時代の撰集の企画の際に耳慣れる〈撰歌合〉の称が、初期の段階すでに成立しているとされるその点についての稿者の考察を述べたい。

歌合の成立の歴史について、詳細かつ系統的な研究の嚆矢となる

『平安朝歌合大成』は、第五卷、第二部第三章の「平安朝歌合の構成」を三節（第一節 人員的構成、第二節 物質的構成、第三節 行為的構成）に分けて解説している（3174頁～3247頁）。内裏で行われる晴儀の歌合から、個人の自歌合のような私的なものまで、歌合は千差万別の形態をもつが、十巻本、二十巻本などの資料に残るすべての歌合を時代順に配し、検討した結果の論である。

歌合は、和歌二首を一つの番（ばい）とし、その優劣を競う。勝負が判者によって判定される場合もあり、勝とされた歌は和歌作者・歌人の名譽となるが、最終的な勝負はあくまで左右のグループ全体のものである。そもそも、左右に分かれ優劣を競う勝負形式は、相撲の伝統を承け、植物や作り物を比べて批評し観賞する物合の余興に詠まれていた和歌が、単独で勝負の素材となり、その判定の協議内容が歌論へと繋がった。物合の段階では、物、ひいてはチームの優劣を競うことをして楽しむ遊戯的な要素が強く、和歌もその一材料であったが、和歌中心の勝負になるにつれ、芸術的な要素が強くなる。内裏などで行う行事性の高い歌合には、儀式的なルールがあつたが、それも歌独自の技巧、

内容の優劣を判定するものとなつていった。自歌合に至つては、自らの和歌の優劣を定めると同時に、配置し、番に組み合わせる編集作業を行うことで、作品の新たな長所の発見に繋がる。その意味で、歌合は和歌観賞のための一つの形式にもなつている。また、大まかにいえば、歌合は、和歌が比べ楽しむ要素のひとつにすぎなかつた物合のような遊戯的、儀式的性格をもつ行事から、和歌中心の文芸至上主義の競技となつたというのが、『歌合大成』に導かれる一般的な理解であると思われる。

そのなかで、歌合で競われる和歌を用意する役割に「撰者」があつた。初期の歌合では、チーム構成者として出場する方人も、優れた和歌を作る歌人も、選ぶ撰者も、歌合において分担される一つの役割である。先述の『歌合大成』に示される「人員的構成」には、主催者、方人、方人頭、念人、講師、読師、算刺（かずさし）、題者に続いて、撰者、歌人、判者などがあがつている。しかし、萩谷が「撰者は歌合に必須の人的要素であるとは限らない……客観的な立場における厳密な意味での撰者というものは、出詠された多數の作品の中から選択して提出する」という、兼題の撰歌合の場合に限られるからである（3187頁）とするのは、撰者が多様な歌合様式の中で、内裏での歌合など、あらかじめ入念に準備される、「兼題」の歌合の場合に必要な役割であるからである。

一方、〈撰歌合〉について、『和歌文学大辞典』（注2）には、「さまざまな作品、あるいは歌人の秀歌を撰んで歌合に仕立てたもの

で、勝負や判が付される場合とない場合とがある。既存の詠歌

から撰んで番えるものと、当代の歌人がその歌合のために詠んだ歌のうちから歌を撰んで番えるものに大別される」と説明され

て、公的晴儀の歌合同様に前以ての準備を要する催しといふことになる。具体的な催しの様相から辿ってみたい。

一、平安初期の歌合

……という前者は、実際の歌合が行われた可能性もあるが、公任撰の「前十五番歌合」「後十五番歌合」、後鳥羽院による「時代不同歌合」などの作品があつて、これは秀歌撰の一形態であるといえよう。後者は歌合を開催するために準備される「撰歌」であり、

この例に、吉野は「建仁元1201年三月二九日、後鳥羽院主催で左右二六名の詠出した二六〇首から左右各三六首を撰歌結番して隠名で判を付した」「新宮撰歌合」を挙げる。歌合のために撰歌がされているのだが、厳密に言えば、この例は歌合催行が最終目的ではなく『新古今和歌集』撰集に向けた行事のひとつでもあつた。同時期には、これ以外にも「撰歌合（建仁元年八月十五夜）」「千五百番歌合」（後鳥羽院によつて召された第三度百首を歌合に結番したもの。歌人百首詠進は建仁元年六月頃まで、同二年九月頃に歌合として結番）などがあつて、開催を伴うものも、伴わないものもあるが、撰集のための作品収集の機会とする撰歌合は、後鳥羽院の時代に多く催されたものであった。冒頭で稿者が「和歌史の中では、新古今時代の撰集の企画の際に耳慣れる〈撰歌合〉と記したのもこの意味においてである。

一方、平安時代の歌合開催に向けての撰者は、公的晴儀の歌合などで設けられるものであったので、当代の歌人がその歌合のために詠んだ歌を撰んだ（撰歌合）も、開催場所にかかわら

前節で、歌合の大きな流れと撰歌合の定義を確認したが、しかし、その流れも一方向の変化、進化ではないことは、『歌合大成』で指摘されている。

例えば、現存最古の歌合とされ、十巻本に資料が残る「民部卿家歌合」（民部卿行平歌合、仁和元（八八五）年～仁和三年四月、『歌合大成』番号1）（注3）については、「物合あるいは物合に附隨した歌合ではなく、むしろ州浜が歌合の一構成部分として参加しているものであるらしいところに、初期の歌合としては頗る進化した形式を整えている」（第一巻10頁上段）とし、続く「史的評価」の項では、本稿で取り上げる「是貞親王家歌合」（寛平五（八九三）年九月以前の秋、『歌合大成』番号4）「寛平御時后宮歌合」（皇太夫人班子女王歌合、寛平元（八八九）年～寛平五年九月二十五日。『歌合大成』番号5）の二歌合を、

本歌合の後、さほど間もない寛平五年には、后宮歌合や是貞親王歌合の如き百番・数十番の大規模な撰歌合が新撰万葉集編纂のための撰歌母胎として行われているかと思うと、その一方には、仁和四年乃至寛平二年の一層近いころに、本歌合よりなお素朴な殆ど歌合としての体をなさぬ純粹物合に近い内裏菊合が行われ、かつまた寛平

九年には東宮御息所小箱合が行われるなど頗る混迷した様相を呈している……（同10頁）。

と、傍線部のように評価している（注4）一方で、「寛平御時菊合」（内裏菊合、仁和四〈八八八〉年～寛平三〈八九一〉年秋、『歌合大成』番号3）や「東宮御息所箱合」（東宮御息所温子小箱合、寛平九〈八九七〉年春、『歌合大成』番号7）を先の二歌合をはさむ時期の開催ながら、物合的要素の濃い歌合として例示している。「歌合発生の歴史は決して物合から歌合へというような単純な経路を辿るものではない」というのである。

ここで萩谷のいう初期歌合の統一性のなさ、混迷ぶりは、残存する資料の稀少さ（東宮御息所箱合は記録も残らない）のために、ごく一部の歌合しか見えていないこととも関わる。特に平安初期に宫廷行事として行われる歌合もある中で、開催する側にとっても歌合とは、という確たるスタンダードができあがっていたのか、という疑問にも辿り着く。また、十巻本、二十巻本に残されている内裏やそれ以外のさまざまな場所で行われた催しの記録、二方に分かれたチーム競技に和歌が含まれるものを「歌合」と呼ぶとき、その様式が多様なものも含んでいて、歌合が段階を踏んで変化するものではないのも当然のことになろう。和歌を比較する様式として「歌合」がある現在、催しの性格を詳細に検討する必要がある。

この意味で、現在対象とする「是貞親王家歌合」「寛平御時后宮歌合」と類似した特徴を持つものに、「寛平御時中宮歌合」（后宮胤子歌合、寛平八〈八九六〉年以前、『歌合大成』番号6）

がある。四季恋題の一七番、二歌合より番数は少ない歌合で、所収和歌に「寛平御時后宮歌合」など他の歌合と重複する和歌があり、「延喜五〈九〇五〉年定国四十賀」の歌などが含まれているため、既出詠を用いた撰歌合（『和歌文学大辞典』）とも言われるものである。二十巻本目録には『歌合大成』が付す番号のように「寛平御時后宮歌合」の次に、「寛平御時中宮歌合」が記載される。しかし、その成立や主催者は再度考証する必要がある。というのも、和歌本文は、江戸時代書写の神宮文庫本以前のものではなく、二十巻本目録は、歌合名に「胤子」「七条中宮」を注しているが、「胤子」は宇多天皇女御（醍醐天皇母）の名で、「七条中宮」は、宇多天皇女御、藤原温子を意味する。主催者を確定する要素が揺らいでいるのである。成立年とされる寛平八年も「胤子」が同年の没であるために最下限として仮に定められたものである。『新撰万葉集』との重出が一首あり、二歌合と近い時期の宇多天皇周辺の人が主催者と見做されるこの歌合が、撰歌合として、秀歌撰を編む様式として集められたのか、広い範囲からの撰歌をもつて実際に歌合を行ったのか、常に視野に入れて、考察する必要があると思われる。

そのなかで、「新撰万葉集編纂のための撰歌母胎」と目されている二つの歌合は、秀歌を集める目的を持って編まれたものという理解になり、それが「撰歌合」という呼び方と結びついたかと思われる。「是貞親王家歌合」は三十五番（萩谷は四十番もしくは五十番を想定する）であるが、「寛平御時后宮歌合」は百番の規模があるので、一日のうちの催行は不可能である」

とも机上の歌合形式であつたことを予測させる（注5）。

また、その成立の特殊性について、萩谷は「歌合の歴史が、和歌文学自身の自發的要因ではなく、何らかの外的な理由によつて、その成長を極めて人事的に刺激され促進されたものであるとする仮説に従うなら、僅かな年月の間に歌合4や歌合5（『是貞親王家歌合』「寛平御時后宮歌合」—稿者注）のように大規模な歌合にまで発展する」とも不当ではないと指摘する（第五巻3048頁）。つまり、「それぞその主催者として名を用いられている人々の背後に、宇多天皇の大きな意志が働いていて、究極的には、菅原道真を撰者として命じた新撰万葉集編纂のための、撰歌機関として催されたものである」とする論が繰り返し述べられていて、『新撰万葉集』のための撰歌機関であるため、晴儀歌合としての行事的要素が伴わないとするのである。

その理由を歴史的背景から考察する萩谷は、

宇多天皇はかくの如く、しばしば歌合を催すことによつて、当時の人々の和歌に対する批判的精神を洗練し、撰集に詠草を進めしめて創作意欲を励まされた……

次いで『歌合大成』に〈撰歌合〉とされ、その定義の内容が伺えるのは、「左兵衛佐定文歌合」（右兵衛少尉貞文歌合、延喜五〈九〇五〉年四月二八日、『歌合大成』番号16）である。これには、「古歌近詠の出色なるものを自由に撰んで、歌合に番つた極めて純粹な意味での撰歌合であつたらしい」、「本歌合が遊宴としての行事形態に乏しい純粹な撰歌合であつたということ

多院歌合」（宇多院女郎花合、年次未詳、『歌合大成』番号10）、「朱雀院歌合」（朱雀院女郎花合、年次未詳、『歌合大成』番号11）、「無名歌合」（八月十五夜或所歌合、延喜元／昌泰四〈九〇一〉年、『歌合大成』番号12）と続く。

やはり、二歌合は、特別なものになろう。

『歌合大成』に記録される歌合は、以後、「亭子院女郎花合」（昌泰元年女郎花合、昌泰元〈八九八〉年秋、『歌合大成』番号9）、「宇

は、本歌合が歌合史の上では、寛平后宮歌合や是貞親王家歌合

の系列をうけて、直ちに中世的な歌合につながるものであることを意味する「作品 자체の優劣を批判して楽しむ文芸精進の場としての歌合に近付いている」と『歌合大成』の評がある（第一巻 145 ～ 6 頁「構成内容」）。定文が、文芸的嗜好のもとに自作を含め、旧詠からも撰歌し行つた、歌合形式の秀歌撰に等しいという意味で、「是貞親王家歌合」「寛平御時后宮歌合」にも通じるものである。

『古今和歌集』成立までの時代に、宇多天皇の強い意向で歌合形式の秀歌撰を編集し、和歌の興隆や和歌表現に興じる文芸意識が引き継がれていくことが理解できた。その端緒としての二歌合を定義する「撰歌機関」という呼称が「新撰万葉集編纂のため」という前提がつくものであるためか、この二歌合を「撰歌機関」ではなく、歌合の一般的な形態として用いられる〈撰歌合〉とする呼称が研究史のなかで引き継がれるのである。

二、『歌合大成』以降

『新編国歌大観』解題や『和歌文学大辞典』の中でも二歌合は以下のように説明されている。

①その直後に催された寛平御時后宮歌合の予行的行事とみられる……行事や判定の記録がまったく伝わらないため、通常の行事形式を備えた歌合ではなく、歌人たちから集めた和歌を撰収した撰歌合という見方もなされている。

（村瀬敏夫『新編国歌大観』是貞親王家歌合解題）

②行事や判定の記録もなく、かつ歌合史の初期にこれほどの歌合が催されたと思われないことから、是貞親王家歌合と同じく机上の操作による撰歌合ともみられている。

（村瀬敏夫『新編国歌大観』寛平御時后宮歌合解題）

③方人、判者、勝敗の記録はなく、古歌、旧詠、新詠の撰歌合と考えられる。

（泉紀子『和歌文学大辞典』寛平御時后宮歌合）

解題や辞典の解説であるためもあり、簡潔な記述であるが、〈撰歌合〉とした理由は①②③とも「行事や判定の記録がまったく伝わらないため」、②は併せて規模の大きさも指摘しているが、『歌合大成』が言及するところの「撰歌機関」までの記述はない。③で、泉は『新撰万葉集』は「歌合歌の左歌を上巻に右歌を下巻に配した」とも述べ、『新撰万葉集』の配列が当歌合の構成と深く関わることは知ることができるが、『新撰万葉集』のための撰歌とまでは記していない。ここまで解説では、『歌合大成』がそれぞれの歌合について、集めた歌を歌合形式に整えた〈撰歌合〉と説明したところまでしか理解できない。

また、一方で、先述したように『和歌文学大辞典』の、「寛平御時中宮歌合」の項にも、「昌泰元 898 年の宇多法皇吉野行幸の歌や延喜五 905 年定国四十賀の歌を含むので、既出詠を用いた撰歌合と考えれば主催者は温子である可能性が高い。（中周子）」と〈撰歌合〉という文言が使われているのであるが、当歌合に対しても、以前の二歌合とは萩谷の〈撰歌合〉の定義

の内容が異なっているようにみえる。

三、〈撰歌合〉とは——『八雲御抄』の歴史的理解——

萩谷はこの歌合について『歌合大成』で「本歌合が、春・夏・秋・冬・恋の五題による旧作新詠を集めた撰歌合であつたらしい」とは二十巻本目録からも察せられる」としているが、「ただし、班子女王歌合（寛平御時后宮歌合—稿者注）の如く大規模なものでなく……班子女王歌合が単に新撰万葉集の撰歌機関であつたらしいのに反して、これが具体的な歌合行事の場を持ち得る程の小規模の歌合であつたと解せられる」、「前者にその規範を得て催されたものであろう」と実際に行われたことも想定している。開催のために歌を選ぶ意味での〈撰歌合〉というのである。

〔寛平御時中宮歌合〕が、実際の「歌合」という和歌の披講方式を撰んで開催され、当日を迎えるまでの入念な準備もあつたろうことも考えられるが、「場」の有無についての考察も他の要件と併せて検討すべき課題である。

以上をまとめると、現在の解説類では、『歌合大成』が平安初期の歌合についても〈撰歌合〉と記述する呼称をそのまま継承しており、秀歌撰であるのか、実行された催しか否かの区別は詳しくは触れられていないことになる。ただし、錦仁『歌合を読む』は、この二歌合を「良き歌を選別するために机上で編んだ歌合」とし、「ともに机上で編む撰歌合」とこの二歌合の性格を明確にしている（117頁）。

次節では、平安和歌・歌学書を集大成して著された、鎌倉期の歌学書『八雲御抄』が〈撰歌合〉について述べるところを検討する。

前節で見たように、〈撰歌合〉の現在の定義は「場」がある歌合で実際に披講されたか、また、秀歌撰として歌合形式を取りたのか、双方向から考えられる。また、「場」がある場合も、撰者によって撰歌が行われた歌合である、と限定される。

平安時代歌学を集大成すると言われる順徳院『八雲御抄』は、「卷一、作法部」に歌合の種類や形式について記述している。内容的には藤原清輔『袋草紙』の歌合次第などを承けるが、新たに構成されたそれは、順徳院の考察する「歌合とはなにか」を伝えている。例えば、内裏歌合（天徳四年、永承四年、承暦二年）を晴儀の歌合の「例」としてまず掲げて、その他の菊合や根合など物合に伴う歌合と区別するなどの規範化がうかがえるのである。

その中で、撰歌合について述べるのは、「十一、番事」^(注9)である。ここでは、番える相手についての制限について述べるが、〈撰歌合〉では誰と合わせてもよいとして言及する一方、「七、判者」の項に、「歌合撰者」を判者の次によく思慮して撰ぶように述べ、代表的な撰者を挙げる。そこには、賀陽院水閣歌合（長元八（一〇三五）年）の公任や承暦二年内裏歌合（承暦二（一〇七八）年四月二八日）の経信という左右の撰者を務めた撰者などを引いている。撰者のうち、公任の名が上がるのは、その秀歌撰に「前十五番歌合」「後十五番歌合」があるとともに大きいのではないだろうか。「是貞親王家歌合」「寛平御時

后宮歌合」「左兵衛佐定文歌合」と同じく、中世の撰歌合と同じ意識で撰ばれたものであるからである。

また「十二、作者」のなかで、天徳・寛和・永承・承暦の内裏歌合を「皆撰歌合也」とし（寛和は二度のうち、寛和二年開催をさす）、実際に兼日兼題の撰歌合であつたことが知られている。

つまり、『八雲御抄』の理解によると、内裏歌合など入念な準備をする兼日題の撰歌合においては、歌人即ち方人ではないので、左右の勝ち負けに関わらない撰者が存在し、同人の和歌を左右に配置することもあつた。その選考を経た歌合を「撰歌合」と記していると思われる。「場」のある歌合なのである。

公任に至るまでの約百年前の平安初期の段階で、秀歌撰（『新撰万葉集』）を企画し、和歌を集め撰ぶための手段が「是貞親王家歌合」「寛平御時后宮歌合」であった。

四、二歌合の番の構成

『歌合大成』解説から考えれば、「是貞親王家歌合」「寛平御時后宮歌合」は、実際の場を伴わない、撰歌方法としての歌合形式であつて、萩谷のいうところの「撰歌機関」と呼ぶ方がその実体に近いものとなり、後代の理解との齟齬も生み出さないであろう。

しかし、だからこそ、『新撰万葉集』のための前段階で、敢えて歌合の形式を取つたことの意味、宇多天皇が行事としての「歌合」の機能に対してもどのように評価していたかを考察していくべきでないかと考える。『宇多院の歌合新注』（注¹⁰）の「寛平御時菊合」解説で、岸本理恵はその成立を、宇多天皇即位後

の秋となる仁和四（八八八）年から『新撰万葉集』成立までの間と仮定し、寛平三（八九一）年までの詩宴、重陽宴や菊題の賦詩に着目して調査した。以後と比較してもこの間、特に寛平二年にその数が多く、菊を詩に詠むことへの宇多天皇の意識の高まりが、菊を和歌でも詠む「菊合」に発展したと考察している。諸要件と合わせても寛平二年秋の成立が妥当と結論づけたが、宇多天皇の興味・関心の有り様が宫廷行事へと結びつく、内的要因を指摘したことが重要である。「民部卿家歌合」が先に残っているように、「歌合」の様式はすでに成立していたのではあるが、「内裏菊合」では菊を提出する趣向の一部として詠まれた和歌を一番ずつの競技形式で比較するという方法に宇多天皇の関心が深まつたことが考えられる。

〔是貞親王家歌合〕「寛平御時后宮歌合」は、『和歌現在書目録』（仁安元（一一六六）年）の序には、

歌合者田村二宮洞院百番艶流瀧觴也

（漢文序）

歌合は田村の二宮洞院の百番よりはじまりて、いまもたえがたくなむありける。
（仮名序）

と記される。萩谷は「田村」二宮は是貞を意味する仁和二宮の誤りであることを指摘し、俊成が御裳濯川歌合の序に、歌合は「亭子の御門の御時よりしるしおかれたれど」と記すように、後世の歌合の起源の理解は、宇多院の時代であり、記録として残る最古

の「民部卿家歌合」に極めて近い時代にあるとする（注11）。

この二歌合が撰集資料として集められたのであるとしても、歌合として形を整えるために、左右の和歌の配置について、配慮があるかを考察する必要も今後の課題としてある。

「寛平御時后宮歌合」は結果として、歌合歌の左歌を『新撰万葉集』の上巻に、右歌を下巻に配することになった。「歌合の一番では左が勝つ」という行事的ルールを見るまでもなく、左歌が上巻になることは妥当であろうが、それと勝負を競う右歌も左に対抗する内容と質が求められる。同題で何番かの和歌を番うとき、その場で歌人から和歌が提出される場合は予測ができるないが、秀歌撰や撰歌合などでは、撰者が和歌を番に合わせるときは、二首の対照の妙まで配慮すると思われるからである。この二歌合にそこまでの〈撰歌合〉構築の意図があつたのかどうかも一視点となる。

ところが、しかし「是貞親王家歌合」には番が記録されていない。

「是貞親王家歌合」は、二十巻本（孤本）本文冒頭に、

二宮歌合

仁和御時
三十五番
親王歌合

とあり、割注は、是貞が光孝天皇（仁和帝）の第一皇子（宇多の兄）であるため二宮と称され、三十五番の歌合であることを伝える。現存する歌合歌七十一首は、「一番」にだけ番付と左右の区別が書かれ、以下和歌が列挙されるので番の和歌として左右の構成があつたかさえ判断が難しい。三十五番であれば、七十首が揃えばよいことになるが、成立後に失われた和歌や逆に補入さ

れた和歌があつたとしても番の左右が揃うかという観点からは考察ができない問題点が、孤本の「是貞親王家歌合」にはある。

和歌の記録からの欠落という点で、『歌合大成』は、「副文献資料」（26頁）の項で『古今和歌集』などに「これさだのみこの家の歌合の歌」などと詞書されて所収される和歌を、「本文補遺」として十八首補っている。歌合には残されていないものである。ただ、萩谷の挙げる補遺歌十八首は精査すると、すでに歌合本文に入っているものもあり、記録や書写の段階で、歌合本文から落ちた可能性を検討する必要のある和歌は、次頁の（表1）の如く、仮に付したa～pの十六首である。

a～nまでは『古今和歌集』秋の上下の巻に、また、o、pは、『後撰和歌集』秋上と秋中の巻に入集する。勅撰集などに他出するとき、詞書が正確にその歌合を示すように記されているかどうか、その歌集の伝本の中で異同があるか、内容が歌合の題と整合性があるかどうかなど検討の余地がある。

当歌合は、秋の歌で構成されるため、『古今和歌集』『後撰和歌集』の秋部への入集は妥当であろう。しかし、当歌合48番歌を『古今和歌集』が恋部へ入集させる例もあるので、秋の情景や思いを詠む和歌が後の撰集の撰者にどう理解されるかはまた別の次元の問題となろう。a～pについては、歌合歌であつた可能性を視野に入れて検討るべきである。その時、全体の撰歌意図がどう異なるのか、今後考察していく。

また、「寛平御時后宮歌合」については、各部の初めに、春歌、夏歌、秋歌、冬歌、恋歌と題があり、各々二十番と書かれてい

(表1) 現「是貞親王家歌合」にく、古今集、後撰集に当歌合歌と詞書きされるもの

大成	収載先	番号	詞書	作者
a 補1	古今集	189	これさだのみこの家の歌合のうた (よみ人しらず)	いっぽは時はわかれねど秋のよぞ物思ふ事のかぎりにける
b 補2	古今集	197	これさだのみこの家の歌合のうた ヒシゆきの朝臣	秋の夜のあくるもしらずなくむしはわがごと物やかなしかるらむ
c 補3	古今集	207	これさだのみこの家の歌合のうた ヒものり	秋風にはつかりがねぞきこゆなるたがにまづさをかけつきつらむ
d 補4	古今集	215	(これさだのみこの家の歌合のうた)	よみ人しらず
e 補5	古今集	218	これさだのみこの家の歌合によめる 是貞のみこの家の歌合によめる	藤原としゆきの朝臣 文屋あさやす
f 補10	古今集	225	是貞のみこの家の歌合によめる 是貞のみこの家の歌合のうた	秋のにおくしらつゆは玉なれやつらぬきかくるくものいヒズぢ ヒシゆきの朝臣
g 補6	古今集	228	これさだのみこの家の歌合によめる 是貞のみこの家の歌合によめる	秋のにやどりはすべしをみなへし名をむつまじみたびならぬに ヒシゆきの朝臣
h 補7	古今集	239	これさだのみこの家の歌合によめる 是貞のみこの家の歌合によめる	なに人かきてぬきかけしふらばかくる秋ごとにのべをにほはず 文屋やすひで
i 補8	古今集	249	これさだのみこの家の歌合によめる 古今集	吹くからに秋の草木のしをるればむべ山かぜをあらしといふらむ 文屋やすひで
j 補9	古今集	250	(これさだのみこの家の歌合のうた)	草も木も色かはれどもわたつみの浪の花にそ秋なかりける
k 補10	古今集	257	これさだのみこの家の歌合によめる 古今集	白露の色はひとつをいかにして秋のこのはをちちにそむらむ ヒシゆきの朝臣
l 補11	古今集	266	是貞のみこの家の歌合のうた 古今集	秋きりはけさはなにそさ(ま)山のははそのもみぢよそにても見む よみ人しらず
m 補12	古今集	278	これさだのみこの家の歌合のうた 古今集	いろかはる秋のきくをばひととせにふたたびにふふ花とこそ見れ ヒシゆきの朝臣
n 補13	古今集	295	これさだのみこの家の歌合のうた 古今集	わがきつる方もしらわざくらぶ山木木のこのはのちるとまがらに よみ人しらず
o 補15	後撰集	217	これさだのみこの家の歌合に 後撰集	にほかにも風のすゞしくなりぬるか秋立つ日とはむべもいひけり (よみ人しらず)
p 補16	後撰集	324	(是貞のみこの家の歌合に) 歌合 48 番に所収	秋の月常にかく照るものならば闇にふる身はまじざらまし 秋なれば山とよむ今まで鳴く鹿にわれ劣らめや独寝る夜は
x 補14				
x 補17			歌合 15 番に所収	天の原宿かす人のなければや秋来る雁の音をば鳴くらむ

()は前歌の詞書を承けていることを示す。

る。十巻本の方が歌数が多く残っているため、十巻本で確認すると、春歌40首、夏歌37首、秋歌40首、冬歌34首、恋歌37首と40首に欠ける巻もあり、秋と冬に重出する歌、秋と恋に重出する歌が、各一首ずつある。

十巻本には番数の表記はないので、二十巻本が断簡しか残らない点も課題がある。歌合の伝本の調査と『新撰万葉集』との比較によって、高野平『寛平御時后宮歌合に関する研究』では歌合の原型の復元を試みているが、撰集資料の和歌が結果としてほぼ『新撰万葉集』に入ったとしても、資料の欠落部分を逆に『新撰万葉集』から補えるかという疑問もあり、少数でも他の資料とも一致する『新撰万葉集』と歌合の関わりをどう捉えるか、なお精査を要する。

『古今和歌集』以前の歌合がどのように行われていたか、まだ明らかではない。特に、和歌の復権を果たしたとされる『古今和歌集』を生む土壤づくりを計画的に進めた宇多天皇が、歌合の形式を活用した意図を、「是貞親王家歌合」「寛平后宮歌合」は単なる〈撰歌合〉ではなく、『新撰万葉集』編集のための〈撰歌機関〉としての〈撰歌合〉であつたと再確認した上で、見極めていきたい。

本稿第四節では、一歌合の資料としての課題点を確認したが、同時に、二歌合に「秀歌撰歌合」としての意図を探れる可能性があるのか、それよりも、『新撰万葉集』への配歌意図まで歌合撰集の際に存したのか、などのさまざまな可能性を今後検討したい。

今は、宇多天皇の活用に応じて発展した歌合の内実を明らかにするために、「是貞親王家歌合」「寛平后宮歌合」の歌合としての構成を探求する途上ではあるが、本稿ではその際の問題点を整理し示した。

*歌集の本文引用は特に断らない限り、『新編国歌大観』による。

稿者の研究グループで行つた平安初期の歌合研究（注12）の中で、同音異義語の掛詞を核とする言語遊戯性に関心をもち、それを楽しむ歌合の例を検証してきたところであるが、平安初期に詠まれたそれらの和歌の志向するところは、後代の文芸作品としての価値を追求する和歌の比較という歌合のそれに劣るものではない。『古今和歌集』以降、物名歌への関心は徐々に失われてゆくが、物名歌に代表される言葉の同音異義を積極的に楽しむ姿勢は薄れても、同音異義語の表現の多様性が実は中世和歌表現の基盤ともなっていることは否定できない。

〈参考文献〉

萩谷朴『平安朝歌合大成（増補新訂）』全五巻（同朋舎出版・1995～1996年）。初版第一巻は1957年刊、当初の全十巻の完結は1969年、再版（1979年）を経て、増補新訂版の刊行にいたる。

久曾神昇『伝宗尊親王筆歌合卷研究』（尚古舎・1937年）

堀部正二『纂輯類聚歌合とその研究〔復刻再版〕』（大学堂書店・1979年）

高野平『寛平御時后宮歌合に関する研究』（風間書房・1976年）

小松茂美『古筆学大成21』（講談社・1992年）

錦仁『歌合を読む 試みの和歌論』（花鳥社・2022年）

〈注〉

1 奥野陽子・岸本理恵・恵阪友紀子との共著『宇多院の歌合新注』 新

注和歌文学叢書27・青簡舎・2019年）。

2 古典ライブラリー「日本文学web図書館」版（2013年）による。

以下同じ。

3 『歌合大成』による歌合の呼称は、推定成立年代を冠するもので、「新編国歌大観」や『和歌大辞典』などとも異なるといふがある。そい

で本稿では、現行一般的な呼称であげ、括弧内に『歌合大成』が付す呼称、『和歌文学大辞典』で成立年次と推されている時期と『歌合大成』が付す歌合番号を示す（）とする。

4 傍線部は稿者による。『歌合大成』には、「是貞親王歌家合」の解説「構成内容」（第一巻32頁上段）のなかで、「これが遊宴行事としての歌合ではなく特殊な撰歌機関であった」という同様の指摘もされている。

5 『歌合大成』は、後年の晴儀の歌合が三十番（延喜一二）（九一三）

年亭子院歌合）、二十番（内裏歌合 天德四（九六〇）年）を半日以上を費やして行われたことを実際の開催の一つの基準と指摘している（五巻3049頁）。

6 『歌合大成』第五巻、第一部 第一章平安朝歌合の歴史 第三節歌合勃興の意義（3037～3064頁）。

7 同歌合記録に昌泰元（八九八）年を「亭子の帝おりぬさせ給ひてまたの年」と記すように、寛平九（八九七）年に宇多は上皇となつているが、退位後も影響力は変わらず、本稿では成立年次未詳の歌合も扱う」とから、宇多の呼称は「天皇」としてい。

8 池田和臣『古筆資料の発掘と研究—残簡集録散りぬるを』（青簡舎・2014年）。

9 八雲御抄研究会『八雲御抄の研究 正義部 作法部』（和泉書院・2001年） 研究篇参照。

10 〈注〉 1に同じ。

11 『歌合大成』五「第一章 平安朝歌合の歴史」

12 〈注〉 1に同じ。奥野は1の成果を踏まえ、さらに「初期歌合における文字遊び——「をみなでし」を中心」に（京都大学文学部国語学国文学研究室編『国語国文』第九十巻第七号・臨川書店・2021年7月）を単著で発表している。

【付記】

本稿は、二〇二〇年度 基盤研究（C）「平安初期歌合における和歌表現の研究—宇多院をめぐって—」の研究成果の一部であり、JSPS科研費（課題番号 JP20K00358）の助成を受けたものである。